

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本プロポーザルは平成 29 年度以降の契約の準備行為であり、契約の締結は本事業に係る予算が成立し、予算配当があることを条件とします。

平成 28 年 10 月 28 日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区生活困窮者就労相談・支援事業等に係る業務委託

(2) 業務内容

生活困窮者自立支援法に基づく就労支援・就労準備支援

生活保護法に基づく被保護者就労支援・被保護者就労準備支援

生活困窮者自立支援法、生活保護法の両方に関わる事業

(詳細は募集説明書を参照のこと。)

(3) 履行期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日まで(予定)

ただし、契約は単年度ごととし、本事業に係る各年度の予算配当があること及び履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項(同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。) の規定に該当しないこと。また、同条第 2 項(同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む) による措置を現に受けていないこと

(2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(3) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(4) 次の事業のうちいずれかの受託した実績があること

生活困窮者自立支援法に規定された自立相談支援事業のうち就労支援に関わる事業

生活困窮者自立支援法に規定された就労準備支援事業

被保護者就労支援事業

被保護者就労準備支援事業

(5) 職業安定法(昭和 22 年 11 月 30 日法律第 141 号) 第 30 条又は第 3

3条の規定に基づく職業紹介所の許可を受けており、かつ生活困窮者、生活保護受給者の就労を目的とした求人先の開拓を行っていること。

3 提案書の提出者を選考するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 財務関係書類による財務審査

財務健全性

安定性

効率性

(2) 提案書による書類審査

事業趣旨の理解

生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施計画及びその実現性

生活保護法に基づく事業の実施計画及びその実現性

区民農園を活用した事業の実施計画

就労意欲醸成のための支援事業の実施計画

配置予定人員の資格、経験等

配置予定人員と事業計画との整合性

独自提案・アピール性

(3) プレゼンテーション・ヒアリング審査

上記(1)及び(2)の審査により選定した事業者に対してのみ実施する。

対象業務に対する事業者の理解度

対象業務に関する事業者の信頼性

対象業務に関する事業者の経験

当該事業者が実施することによる事業の将来性への影響度

説明の論理性等の総合評価

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区役所第
2庁舎1階

世田谷区保健福祉部生活福祉担当課

電話 03-5432-2931

ファックス 03-5432-3020

E-Mail SEA02412@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

交付期間：平成 2 8 年 1 0 月 2 8 日(金)から 1 1 月 1 1 日(金)まで

交付場所及び方法

世田谷区ホームページにて公開(ダウンロード可能)または、(1)の窓口で配付

(3) 公募参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：平成 2 8 年 1 1 月 1 1 日(金)まで(午後 5 時必着)

提出先：生活福祉担当課窓口

提出方法：持参に限る。

(4) 提案書、財務諸表の提出期間、場所及び方法

提出期限：財務諸表 平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日(金)まで(午後 5 時必着)

提案書 平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日(火)まで(午後 5 時必着)

提出場所：生活福祉担当課窓口

提出方法：財務諸表 持参又は郵送。

提案書 持参に限る。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 5 (1) に同じ

(6) 世田谷区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(8) 提案者からの提出物は、世田谷区の所有とし、返却しない。また、世田谷区では、本件の目的以外に使用しない。

(9) 詳細は説明書による。